

平成二十五年 度

第一回 新宿区景観まちづくり審議会小委員会議事録

新宿区

平成二十五年度 第一回新宿区景観まちづくり審議会 小委員会
開催年月日・平成二十五年六月二十七日

出席した委員

進士五十八、窪田亜矢、橋本緑郎、秋田典子

和田総一郎、大野慶一、齋藤真知

欠席した委員

後藤春彦、大浦正夫

一 報告

「報告一」新宿区景観形成ガイドラインの改定について

「報告二」平成二十五年度「屋外広告物の景観誘導推進」の取組みについて

二 その他

議事のでんまつ

午前十時一分開会

○荒井主査 では定刻になりましたので、平成二十五年度第一回新宿区景観まちづくり審議会小委員会を開催いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりくださいますありがとうございます。事務局を務めます景観と地区計画課の荒井です。どうぞよろしく願います。

それでは、本日の進行と配付資料等について御説明いたします。

まず、本日、後藤委員、大浦委員からは、所用のためご欠席される旨御連絡をいただいております。

なお、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第三十九条第二項により、小委員会は成立いたします。

また、本日は新宿区景観まちづくり相談員の千葉相談員、神谷相談員に、事務局として御出席いただいております。神谷委員は少々遅刻しております。日ごろから、景観事前協議のアドバイザーとして御助言をくださっております。どうぞよろしく願います。

次に、本日の進行について、配布しました次第のとおりでございます。資料についての御確認をお願いします。

まず、次第です。それと報告一、横長のA三の紙、新宿区景観形成ガイドラインの改定について、参考資料一、形態意匠編作成方針（案）、参考資料二、形態意匠編構成イメージ、参考資料三、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正 概要、参考資料四、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正 詳細、報告二、資料、平成二十五年度屋外広告物の景観誘導推進の取組みについて、参考資料事例紹介、こちらは、当日の配布資料になって、次第の後ろについております。

資料は、以上でございます。

小委員会は公開となっております。また、傍聴の方は発言できませんので御了承ください。

事務局からの説明は以上となります。

それでは、議事にお入りいただきしたいと思います。小委員会窪田委員長、どうぞよろしく願います。

一、報告

報告一 新宿区景観形成ガイドライン改定について

~~~~~

○窪田委員長 おはようございます。よろしく願います。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、まず報告一のほうから御説明いただけますでしょうか。新宿区景観形成ガイドラインの改定について。よろしく願います。

○瀬沼 それでは、新宿区景観形成ガイドラインの改定について御説明いたします。

本日の小委員会では、今後新規追加予定しているガイドラインの内容のうち、形態意匠編について、今年度具体的な内容の検討を行うに当た

り、作成に関する方針（案）を考えましたので、御意見をいただきたいと思ひます。

また、あわせて、今年度取り組んでまいりますエリア別景観形成ガイドラインの時点修正についても内容をまとめましたので御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、スライドのほうをごらんいただきたいと思います。

#### 「スライド」

○瀬沼 まず、景観まちづくりの推進の事業概要及びスケジュールについて説明いたします。

大きく二つございます。通常の協議や届出業務とあわせて、景観まちづくり計画における、地域の景観特性に基づく区分地区の新規指定等がございます。現在は、新宿駅東口地区の指定に向けて検討を行っております。

二つ目は、景観形成ガイドラインの改定についてです。

スライドには、赤い枠で示しておりますが、昨年度より、景観事前協議で活用する景観形成ガイドラインの改定として、形態意匠、みどり、設備等修景の三つのガイドラインの新規追加について検討を行っております。今年度は、素案作成を行い、平成二十六年度には、新規追加ガイドラインの策定手続を行う予定であります。

また、屋外広告物の景観誘導施策に関しても新事業として取り組みを行っております。

改めて、昨年度検討いたしましたみどり、設備等、今年度取り組みを始める形態意匠の新規追加となるガイドラインを作成するに至った経緯と目的を確認したいと思ひます。

まずは、景観事前協議の編成についてです。

新宿区は、平成四年から自主的な取り組みとして条例により相談員を活用した景観事前協議を開始しました。平成十六年の景観法の制定を受けて、法に基づく条例への改正を経て、平成二十一年度に景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインを策定いたしました。

これを受けて、景観法に基づく運用となり、地域の景観特性をいかした誘導に向けて景観計画とガイドラインによる協議制度への更新を行い

ました。

エリアごとにきめ細やかな目標、方針を示したガイドラインの活用により、地域特性をいかした景観誘導の実施が可能となりました。

新運用となつてからは、地域特性を考慮された案件や、区の趣旨を理解し、協議に応じる案件も増えました。そのような中でも、協議における課題が見受けられます。

スライドに写っているものは、課題の中でも代表的なものです。

景観事前協議における主な協議事項として、既存樹木の伐採等に関する緑化に関すること、空調室外機等の附帯設備の露出等に関すること。周辺景観との調和が見られない色彩計画などの形態意匠に関することが挙げられます。

こちらのスライドは、先ほどの事例の改善前後の写真です。スライドの左側の事例は、協議を通じて大幅な設計変更を行い、既存樹木の保全に至ったもの。

真ん中の事例は、竣工後に設備機器の目隠しを実施したものです。

右側の事例は、色彩基準適用外の建築物ですが、周辺景観との調和の解釈をめぐって協議し、計画変更に至ったものです。

幾度にもわたる協議を経て、大半の事例は改善されておりますが、建築計画の見直しは事業者への負担となり、また景観事前協議を通じた景観形成の取り組みは、街並みとして具現化されるまでに年月を要するため、その年月の間、今までの協議の質を、これからも維持、さらには向上することが不可欠です。

今後、景観事前協議の質を維持、さらに向上するための一つの方法として、景観誘導のヒントとなる手引きが求められており、昨年度からガイドラインの新規追加の取り組みを実施しているところです。

ガイドラインの新規追加を行うことによる効果として、スライドの下端に示すように、協議の早い時点で景観的に配慮すべき点を事前明示することで計画の早い段階で反映することが可能となり、計画の見直しによる事業者の負担軽減を図ることが期待できます。

そのほか、区と事業者の間で、景観形成の目標を共有することにより、事業者の創意工夫を促すことが可能となり、協議の質を維持、さらには

向上することが図ることができます。

平成二十四年度の活動として、区分地区別の現地調査、誘導方針の整理、検討を行いました。現状課題として、地域特性を読み取らない色彩計画など壁面素材や外壁色彩に関する具体的な課題への対応が求められています。作成の方針として、協議での課題を整理し、現地調査の結果をもとに、誘導の方針を検討し、エリア別景観形成ガイドラインと、相談員制度と連携しながら活用していく予定であります。

また、みどり、設備等修景については、昨年度の現地調査及び協議での試行を行い、内容の充実及び素案の作成に取り組み予定であります。これらの現在の進捗状況ですが、六月に街歩き調査を行い、地域特性を踏まえた誘導についての検討を行っているところでございます。

屋外広告物に関しては、東京都屋外広告物条例との整合を図り、検討を踏まえ、平成二十六年度のガイドライン策定を予定しております。

なお、エリア別景観形成ガイドラインについては、平成二十一年年度の策定時から時点修正を行うことを検討しております。これについては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

それでは、形態意匠編に関する御説明をしていきたいと思います。名称についてですが、昨年度までは、色彩形態意匠編として御紹介しておりましたが、色彩は形態意匠に含まれることから、今回より形態意匠編と名称変更をしてご説明させていただきたいと思っております。

先ほどの新規追加のガイドライン作成の経緯、目的を踏まえ、スライドの下段に示すように、形態意匠編では、景観計画の趣旨や地域特性に配慮しない建築計画が上がることや、それらを未然に防ぐことを目指し、協議で課題となっている事項や、将来的に課題と考えられるもの、また区分地区ごとの景観形成基準について、解説等を通じてきめ細やかな誘導を行うことを考えております。

それでは、区内の地域特性に関して、まずは説明していきたいと思います。

新宿区における景観形成基準は、主に二つの種別がございます。一つは、定性的な基準であり、文言による表現での基準です。例えば、外壁の色彩や素材は、周辺の街並みと調和した落ち着いたものとするといっ

たものが挙げられます。区では、設計者の創意工夫を促すためにも、色彩等に関して、定性的な基準と協議によって景観誘導を進めております。もう一つは、マンセル値による定量的な色彩に関する基準です。

これは、大規模建築物のみに適用されるもので、一般地域では高さ六十メートル、または延べ面積三万平米を超えるものが対象となっております。外壁基本色、外壁強調色、屋根色の使用範囲を定めております。

補足の説明となりますが、マンセル値とは、色味をあらわす色相、明るさをあらわす明度、鮮やかさをあらわす彩度からなる色を数値化した尺度のことを言います。

そして、各区分地区では地域の景観特性に応じた景観形成基準を定めております。

例を挙げると、水とみどりの神田川・妙正寺川地区では、河川景観における配慮事項、落合の森保全地区では、色彩はみどりと調和した低彩度のものであるなどがございます。

それらの基準から、協議ではスライドに示す調査検討を事業者の方に実施していただいております。

まず、一定規模以上の建築物等においては、景観予備調査として、計画地周辺二百メートル、または三百メートルの範囲の街歩き調査結果を報告書で提出していただいております。

そして、エリア別景観形成ガイドラインにて、地域の景観形成の目標及び方針について確認していただき、設計コンセプトの検討及び景観形成基準への対応について措置状況説明書に御記入いただいて、提出をしていただいております。

これらの調査検討を踏まえた上でも、協議において次のような課題が見受けられております。

まず挙げられるのは、協議において景観形成基準やガイドラインを活用した協議を行っておりますが、措置状況説明書の記載内容において、例文を書き写したままでどのような設計意図を持っているか、協議時点で決定していない事例があります。課題として、景観形成基準によって配慮事項を設定した区の意図が伝わっておらず、また、措置状況説明書の記載する意図、その目的が伝わっていない事例があることが挙げられ

ます。

次に、周辺が淡い暖色系の街並みとなっている中、「落ち着いた色」という景観形成基準の解釈を経た上で、基準外の色彩や基準値近くの黒や白の外壁を用いる例が挙げられます。

スライドに示すものですが、こちらは色彩基準適用外の建築物でございますが、上段に示したのは、計画当初においてピンク色の外壁としていた事例です。

下段に示すのは、神楽坂の事例で、当初外壁色彩はクリーム色でしたが、周辺景観への配慮を求めることによりアースカラーの外壁となり、さらに建物上階まで伸びる格子と壁面緑化が実施された事例です。

それぞれの色彩自体を制限するわけではありませんが、マンセル値による数値基準、対象面積の設定意図を伝えることが課題とされています。

こちらは、旧条例が適用されない昭和五十八年に建築確認申請を行っている建築物ですが、近接する橋の欄干がピンク色であり、その色と近似したピンク色の外壁とした例が挙げられます。協議を経ることはしておりませんが、こういったものについて景観誘導を行うために同じ色彩を用いた場合でも面積によって印象が異なる旨を伝える必要があると考えられます。

こちらも旧条例が適用される案件です。写真は新宿御苑内から撮影したのですが、「長大な壁面は分節化をする」という解釈を経た上で、少し単調さが感じさせる壁面となった事例が挙げられます。これらに関する適切な誘導を行うため、圧迫感のある壁面が及ぼす影響について伝えることが課題と考えられます。

これらの現状、課題を踏まえて、形態意匠に関するガイドラインの策定について検討するため、各区分地区における形態意匠に関する現地調査を行いました。

調査対象は、さまざまな形態意匠を特徴とするエンターテインメントシテイ歌舞伎町地区を除いた六つの区分地区とし、届出対象規模の建築物について、主要な視点場から五十件ずつ形態意匠に関する景観的特徴の把握を行いました。

調査項目は、色彩を初め建築物壁面、高さ、形状や舗装などとしてお

り、その結果についてお伝えしたいと思います。

まず色彩についてですが、水とみどりの神田川・妙正寺川地区では、外壁の大半は落ち着いた印象の色彩や空、水面、植栽の自然色などが特徴となっておりませんが、一部に派手な色彩があるという結果になっております。

次に、新宿御苑みどりと眺望保全地区では、外壁の大半は落ち着いた印象の色彩が特徴となっており、沿道には大規模建築物が多く、淡い色合いが多くなっておりますが、一部に派手な色彩があるという結果になっております。

粋なまち神楽坂地区では、古民家等の経年変化をイメージした自然素材の色や、寺社、瓦屋根、民家などの低彩度の色彩が特徴となっております。

そして、歴史あるおもむき外濠地区では、外壁の大半は落ち着いた印象の色彩となっており、住宅地の植栽や、歴史源から受ける印象が特徴となっております。

落合の森保全地区では、斜面林による自然色が多く見受けられております。

また、色彩以外の面では、新宿御苑周辺において、隣接建築物よりも目立つ形状及び華美な外壁、明るいいれんが色の舗装がなされている例が見受けられました。

以上のような協議の現状、課題と昨年度の現地調査の結果をあわせて、スライド下部のような考察をいたしました。

事業者の設計意図等をくみ取り、創意工夫の自由度を尊重しながら、地域の景観特性を踏まえた景観形成を推進し、また華美な色彩の使用や圧迫感の感じられる長大な壁面の使用など、著しく周辺景観と調和しないと思われる事例について、よりきめ細やかな協議を実施できることが求められております。

これを踏まえて、ガイドラインの作成に関する方針案を検討いたしました。

なお、ガイドラインに適合しない場合、景観まちづくり条例に基づき、要請、勧告、公表の対象となります。それを踏まえて、事業者の設計意

図や創意工夫を尊重するため、形態意匠に関する一般的な留意点についてはガイドラインと定め、具体的な景観形成の手法及び事例紹介については手引きやヒントとして紹介するという構成を考えております。

なお、みどり編、設備等修景編についても同様の考え方で今後検討を行っていきたいと考えております。

ガイドライン作成に関する検討においては、これまでの協議の課題を整理し、現地調査の結果を踏まえた上で、景観誘導の実施を図っていきたいと思っております。

まず、形態意匠に関する基本的な景観形成の方針として、区内のどの地域においても考慮すべき一般的留意点については、基本的な景観形成の方針としてガイドライン化し、また、地域の景観特性の把握から設計意図の検討に至るまでのポイントを提示することで地域の景観特性に応じた景観形成の方針を示すガイドラインとして定めることを検討したいと考えております。

そのガイドラインとあわせて、具体的な景観形成の手法や事例紹介として、具体的な留意点と検討方法を提示することにより、地域の景観特性を踏まえた景観形成の事業者の創意工夫を促すこと。また景観事前協議の実績を踏まえて避けてほしい事例、改善後の事例紹介により著しく周辺景観と調和しないものに対する景観誘導を実施することをヒントや手引きのような形で紹介することを検討したいと考えております。

形態意匠編の説明は以上となります。

現在の案として、ガイドライン及びヒント、手引きについての主な掲載事項は、検討中ではございますが、資料に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いては、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正について御説明いたします。

まず、改定の目的ですが、建築物の建て替え等により、エリア別景観形成ガイドラインの景観特性図等の内容に変化が生じております。平成二十四年度の調査をもとに時点修正を図ることとしたいと思います。なお、景観形成の目標や方針に関しては、基本的には、変更を行わず必要な箇所のみ微修正を行う予定であります。

改定の内容としては、スライドの表の左側に示す五つの点となります。文化財などの景観資源の追加、掲載する写真の更新、凡例の表記の統一、エリア区域の漏れ、重複箇所の訂正、景観特性図及び景観形成の目標及び方針の時点修正となります。

まず、文化財などの資源の追加により、寺院、史跡などについて、関連行政計画とあわせた保全を図るために、こちらの追記をしたいと思っております。

そして、掲載写真の更新と撮影箇所、方向を表示することで景観特性の把握をしやすいものにしたいと考えております。

次に、凡例の表記の統一、また道路通称名の変更、それらを反映させることを考えております。

そして、エリア区域の漏れ、重複箇所が百十一カ所ございましたので、そちらの訂正を行いたいと考えております。

最後に、建築物の建てかえによる景観の変化に応じたイラスト変更、景観形成の目標・方針の微修正を行います。

こちらのエリアでは、赤城神社の建て替えによるイラストの変更を考えております。

こちらのエリアでは、副都心線の開通に伴い文章の時点修正を考えております。

こちらのエリアでは、都市計画道路の補助七十二号線の整備にあわせて修正について検討を行います。

以上が、ガイドラインの改定についての説明となります。

ありがとうございます。

○窪田委員長 どうもありがとうございました。

前回の委員会でも、こうした本来は非常に創造的な行為であるべきはずの景観形成について、こうしたガイドラインで細かくやっていくことが、本当に景観行政としてあるべき姿なのかどうかという問いかけが進士先生からもあったかと思えます。ただ、きょうの事務局のお話も踏まえ、創造的な行為というよりも、まずは、マイナスをどうやったらゼロに持っていくのかといったところで事業者の方の御指導を随分、まちづくり相談員の神谷先生や千葉先生がしていただいている



ここをこう変えておくと大分やりやすいというようなことでやっているわけですが、今は。ただ、帰納法的なアプローチだけでいいのか、今言ったように、法がないときにつくった枠組みですから、それを法もできて一応基本的には勧告権その他あるようになってきた時代に、そして住民の景観に対する認識とか、ニーズもはっきり、高まってきている時代の枠組みですね。その違い。ちよつとこれなかなか大きな問題ですから、そう簡単ではないんだけれども、ちよつとそれは認識しておく必要があるかなとまず思いましたね。

○窪田委員長 例え、それはエリア別で、せつかく景観調査をしているわけだから、演繹的に言えば、今の風景がつくり出されている状況を、例えば容積率とか、あるいは高さだとか、そういったことを仮に作業の中で設定していつて、できるものをきちんと都市計画的な処置と言いますか、例えば地区計画などで対応しておけば、そういうような問題に対処できて、それが本来の景観行政の本質のところまで行けるんじゃないかということですね。すぐにそれができるわけではないけれども、今すぐこういうことを取り組み始めないともう既に問題がたくさん起こっているというような、本当にやるべきことの課題をいただいたと思いますけれども。

じゃ、まずは、相談員の先生方、いかがでしょうか。今、進士委員がどういったものが、まずはこういったものから始めてということかもしれませんが。

○千葉相談員 例え、進士先生がおっしゃったように、一番、地域の中で突出したりとか、容積の中に出てくるなり、その辺が大変かわっていることか多いですね、実際問題としては。ですから、それが影響力が一番大きいんですが、既にそれは景観法の手続が進められている中でこちらに來ますので、委員会が本当にあつて、景観的に見ればこうすべきであるというようなことは意見としては言えるんですけども、それが実際に受け入れられるかというと、今も余りというようなことになるってしましますから、基本的な、その中に連動と関係づけがもう少し地域ごとにあれば、それは地区計画でもいいんですけども、そういうようなことが事前にもう少しきめ細かく設定できるようになっていけば

いいのかなど。そういうふうにしてもっていただくと思うんですけども。色とか、それを言うことを聞いてくれるというか、都市計画かなりできるんですけども。

○窪田委員長 最初の段階のスケール、ボリューム、高さ。

○千葉相談員 その辺の条件が一番……というあたりでしょうか。

○神谷相談員 私も基本的には同じで、戦おうにも武器が少ない。限界があるということは間違いないわけですね。ですから、みどりのときも、少しでも手掛かりがほしいという話はしたわけですけども、最初から勝ち取った者は、一言言えば九十五点になるわけですね。でも、五十点のものを合格点の六十点にさせるにはなかなか至難の業で、本当にそこでやれることに、もつともつとやってもらわないと困るなと思つても、最初からレベルの低いものというのは、最初からやる気がないわけですから、なかなか聞こうとしない。ということ、やっぱり低いほうの底上げというのは必要だろうなと、その辺は制度的な問題ですね。そういうようなことが起こる、確かに相談員という言葉や立場の問題もあるかとは思いますが、相談員と審議会の関係とか、そういうことについてのオブザーバー席に座ったこともありましますし、どういう立場なのか、現場でいろいろ最前線で協議していることの細かいことがなかなか審議会のほうに反映されない。審議会では、大きい案件は扱うけれども、その辺のこまごましたことがなかなか上がっていきません。ということ、今回、事務局もいろいろ努力してきたんだと思うんです。

実際の運用についていうと、もう問題を起こすところというのはわかつていて、またここかというような不動産会社とか、そういうのがほかの区でも共通してみんな同じ問題で困っているわけですね。どこでも、そういうところはもう承知しているわけですから。承知して、企業のためのことしかやらなくて、地域のことは最低限のことで済ませたいわけですね。木一本植えるにしてもお金を惜しむわけですね。そういうところと、わかっている法解釈で争うわけですから、それ以上のことを要求しようと思うと、実はそれはどこに書いてあるのか、どういう根拠があつて言っているんだと。法的に訴えることまではできませんけれども、要はそういう法解釈の話になつてくるんですね。何を根拠にあなた

たちは言っているのかということになるわけです。

そういうことで別に……例えば勝つことでよくなるとは思わないですけれども。やっぱり色にしても、準用しているに過ぎないわけです。大規模なものはあるけれども、無色なんかは全くないです。実際に問題になったのは、白黒の極端なものだったり、真っ黒だったりとか、彩度の高い色はそんなに多くはないわけです。そういうどこでも問題になっているんだけれども、なかなか書き切れていない部分でも、それだけどこでも問題になっているようなことだったらある程度は書いてもいいいんではないかと、そのあたりのことが最低限のデザイン構造になっていってほしいなとは思いますね。

○窪田委員長 わかります。

○秋田委員 ちよつと参考資料とパワーポイントの関係を私も理解できないんですけども、今の話と重なるんですけども、報告一の参考資料二の左側の景観事前手続の流れというところに、まさに今おっしゃったように、相談員に相談というのが、どのあたりに入るのかなというふうなことで、もうちよつと明確に位置づけてほしいということ。それからもしかしたら事前協議の中に入るのかもしれないけれども、このフロー図がちよつとよくわからなかったなというのと、あとは、先ほど説明があった、業者が実施する調査の中に景観予備調査というものを行って、半径二百メートル、または三百メートルの範囲で調査をして、それをきちんとやるというふうなことが書いてあるんですけども、それと、これからつくるガイドラインというものをできるだけ整合させるということとが結構大事ではないかなというふうに思っています。

というのは、やはり事業者も、自分でやったこととうそをつくわけにはいかないのです、例えばここにお寺があるのに気づかなかったとか、そういうのはちよつと許されないと、そういうことだと思ふんです。でも、ここにちゃんと大きな木があったとか、みどりがあったとか、お寺があったとか、そういうことを景観予備調査できちんと調べていただいて、それとこれからつくるガイドラインと、どういうふうに整合しているのかということを書いていただくということがかなり重要になってくるのではないかなというふうに思っています。これ、写真を載せ

てあるんですけども、可能であれば、例えばスケッチとか、そういうことも入れていいと思いますし、さらには、事前予備調査書については情報公開の対象にするとか、そういうことにすることで、事業者も、緊張感を持って景観の予備調査を行って、ここにはこういう資源がありました。こういう景観に配慮しなくてはならないことがありますということを確認できるんじゃないかなというふうに思いました。

○窪田委員長 ありがとうございます。

まず一点目の、先ほどの千葉先生や神谷先生の話とも関連しますが、まず相談員の位置づけがこのフローの中できちんと位置づけられるべきじゃないかという、まず一点目のほうの御指摘なんですけれども、まず事務局のほうから今の御意見を伺って、それから委員の先生方からどういうアイデアがあるのかというのを伺いできればと思います。

まずこちらのほうの中でどういう位置づけだということ。○瀬沼 景観事前協議書の提出の際に、添付していただく資料ですと、建物の図面ですとか、そういった先ほどご紹介した措置状況説明書ですとか、そういった中に、地域の景観特性というものを記入していただいております。ですが、街歩き調査でも、実際に窓口にいらっしゃる方というのは、一体どういうようなことを書いて提出したらいいのかということをよく聞かれております。地域の景観特性というのは、なるべくエリア別景観形成ガイドラインに掲載して、それを把握していただきたいと思っておりますけれども、なかなかそういった把握というのが形としてあらわれてこない。

そういった相談の位置づけなんですけれども、そういったものは事前協議書の提出からある程度案がかたまるまで、こちらの対面協議、書類協議と書いてある点線の中、そちらが主な相談を行う段階であります。その後に、変更等が生じましたら、例えば窓が一つ増えるですとか、そういったものに関しては、協議の必要があるかということに対応して、再度協議を行うということになります。その後に、確認申請を行います。景観法に基づく行為の届け出を御提出いただくと、その届け出を行った後は、着工という形になります。

○窪田委員長 ということですがいかがでしょうか。

今のこの点線の部分に相談員の方との相談というのが本当にいいかどうか、入っているということ。どうすればよろしいですかね。

もし数字をお持ちであれば、この辺の要請、勧告、公表、勧告変更命令、期間延長の通知といったあたりに適合した今までの件数とかがあってあります。

○千葉 この表図ですが、基本的に案件は全部景観アドバイザーに見ていただいております。それで、対面協議というものもあれば、書類のみの協議で終わるというものもあります。ある程度大きい規模は、アドバイザーの対面協議になるというのも、一応手引きのほうで御案内させていただきます。

今、窪田委員長からあった勧告、変更命令については、今のところ0件です。全国的に見ても、やはり勧告を行っている自治体もあまり多くないような報告を聞いております。ある自治体は何回も出しているみたいです。変更命令、これは景観法の強制力を伴うような措置なんです。これもまだ全国で出ていないという状況でございます。

○秋田委員 点線で囲んであるところが相談員にかかる部分であれば、ここに担当相談員との協議というのか、相談員によるアドバイスとか、何かそういうことを書いていただくのと、あとは、このまま真つ直ぐ進むんじゃないかって、ここで手戻りというのか、もう一回事前協議書を書き直してもらうというふうなこともあるんじゃないかと思うので、一方通行の矢印ではなくて、もうちょつとここで一回相談員に話をしたい。また、もう一回また協議書を書き直していただいてというふうなことがわかるような形にさせていただくといかないかというふうに思いました。これだと、何かもう真つ直ぐに確認申請に行ってしまうというふうな雰囲気なので、○千葉 そうですね。

その点、手戻りもありまして、いろいろケースケースで違いますので。○齋藤委員 今、形態意匠の、進士委員がおっしゃったボリュームと形ということですが、この案ということがまず高さ六十メートル、または延べ面積が三万平方メートルとありますよね。これって巨大なことですよ。私たち、例えば住宅地に住んでいる者にしましては、三百平米でも結構巨大な土地だと思うんです。高さ十メートル、これも住宅地域に

よってはかなり大きいと、目立つものだと思います。

住宅地域に住む人たちの三百平米、高さ十メートルという、その基準の中で、どういうふうな街並みにあったものをつくっていくかというところが、今、これを見ているだけでは、今はこの大きいものをやっているわけですよ。ですから、大きいものも重要なことだとは思いますが、一番住んでいる人に大きいことは住宅地にとっては三百平米のもの、高さ十メートル、こういうことに関してもつときめ細かなものをつくっていただきたいと思えます。何か建てかえをするときは必ず木を植えるというふうなことを入れていただきたいと思えます。

なぜかと言いますと、今回、私の隣のところで三百平米のところ、高さ十メートル、代がかかって、新宿区で補助をもらって木も植えていたんですが、それを全部伐採いたしまして、みどり全部切りました。駐車場とアパートをつくって自宅ということになりましたけれども、そうしますと、今までこういう新宿区でやってきた美景観とか、みどりの審議とか、みどりを守るといふようなものが、本当に小さな三百平米一つによつて、大きいですけれども、そのところから覆されてきたということ、あるいは守られていない、鼻にも引っかけてもらえなかったということ、非常に無力感を感じております。

大きいことも大切ですが、本当に地元の住宅のあるところも、よく厳しくということですよ。厳しいものにしていただきたいと思えます。

○窪田委員長 先ほどの千葉相談員からもきめ細やかにやっていかないと、というお話がありましたけれども、やっぱり住宅地域については、一般地域で一般的な六十メートル、延べ面積三万平米というふうにしてしまつては全部がすり抜けちゃうということですよ。

そういう方向についてはいかがでしょうか。せっかくエリア別をやっているの、そこにつなげられる可能性が新宿区の場合にはあるのかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○荒井主査 協議の色彩の基準については、その数値をなるべく準用して、小さい建物であってもそのような基準を参考に協議のほうを行つて、それを参考に余り真つ黒過ぎないとか、真つ白過ぎないような協議を

際しています。

絶対に木を植えないとか、なかなか言えないんですけれども、そういう木を植えたほうがいいよねとか、周辺と調和した色彩がいいよねというような設計の段階でそのようなことが設計に盛り込まれるようなガイドラインをつくりたいと考えています。

○窪田委員長 色彩以外が、なかなか今の時点では厳しいということで、齋藤委員のおっしゃったとこまではまだちよつと行けてないということですよ。だから、その間を埋めていかないとけないということと、それから保存樹木の話というのは、今まで区から助成金なりを、例えば受けてきていたのに、切るとなったら結局切れちゃうということについても、少し疑義があるということで、そこら辺についても、少し改善のほうといえますか、考えていくという課題を今出していただいたことに。

○大野委員 秋田委員がおっしゃられたこと大変大事なことでして、相談員について私も何度かそういう御相談申し上げて立ち会った過去の事例を持っていますけれども、地域の住民からしますと、区へ相談に行っても紛争、いろいろあるけれども、なかなかこっち側には立ってくれないんで、相談員の方が間に入ると、地域は、相談員の方は我々の見方だと思ふんです。役所から離れているという感覚もありますから。だけれども相談員の方自体は、先ほどおっしゃったとおり自分のポジションがはっきりしてないもんですから、どちらともつかずに、法にのっとったかたちで話を進めていく。地域は地域エゴというのもありますし、業者は業者のエゴがありますから、これが事前協議のなかなかまとまらないところですよ。この図面でいえば、やはり一方通行でなくて、その辺のところを調整する感覚の図面があつてほしいというのが一つ。

それから形態意匠編のこれを見ると、冒頭にもう景觀まちづくり計画の趣旨や地域の景観特性に配慮しない建築計画が多く、多くじゃないけれども見られるというふうに書いてあるところを見ると、わかっていないからこういうふうに見られると書いてるのは、やっぱり建築計画をする趣旨のオーナー側といいますか、施主側、あるいは事業者側が、これはわかってるんだろけれども意図してない。あるいは趣旨を理解していないような態度をとるのか、そもそもわからないのか、わかりませ

んけれども、多くはそういうケースが多いんです、もめ事は。事業者が非常に自分のエゴを主張するというのは地域のもめ事の大前提でして、そこで、なぜそういうことが……

最近、事例があるんですけれども、だんだんずるくなってきました、事業者が前に出てこなくなってきました。仲介業者、例えば土地が遺産相続で手に入る。そうすると、それを分割したり、あるいはそこに巨大な建物を建てて分譲しようというときに、この相続者との間にまづは不動産業者やいろいろの大手が入ってこようやったものが、小さな業者が間に入って土地売買にかかわって、大手の不動産会社の下のほうに仲介業者が入って、そして、こういう事前協議をやる、その人が主役になつて事を進めて、一部上場のような企業の事業主がいるのに、端っこの方に座って黙っているというようなケースで、責任をそっちに転嫁するようなケースが出てきているんです。今までは、堂々と大手がパンフレットを配って責任を持ってやりますと言っていたのが、もめ事にかかわりたくなくなってきました、そういう仲介業者を前面に立てるようになるケースも出てきている。そういうのを見ますと、やはりある意味で、きつちりとした、僕はここに景觀意匠編成方針というのを一番最後、一般地域というところが一番問題であつて、大きなところはこういうところにかかりますから問題ないんですけれども、おっしゃったとおり、やはり地域でもめ事が起きるというのは、ある一定の規模、いわゆる住民にとつては大きいと思われるものもめ事の対象になるのであつて、こちらに形態意匠編成方針の後ろのほうに意図、意図という言葉が出てくるんですけれども、意図そのものが我々にはよくわからない。特に、問題にしたいのは、景觀意匠編成の3ページ目にある、当然区としてはこう書きたいんだろけれども、事業者の設計意図等をくみ取りと書いてあるんです。これは区の立場はわかるけれども、住民側からすると、事業者の設計意図というのは何なのかということですよ。そもそも、今みたいな前向きに建てるという場合には問題ないんですけれども、利益を追求するような業者が、地域を前提とした設計意図を持っているわけなのであつて、販売意図を持っているわけだから。こういったところを書かれてしまうと、なかなか……書くのは悪いとは言いませんけれど

も、それをして後ろのほうには、地域の景観特性を踏まえと書いてあるだけでも、ここの事業者ははっきりしている。固有名詞です。片方は地域という広範囲な、この辺の整合性、ここの辺をちゃんと整理していただかないと相談員の方も困るのではないかと、ついでに言っておきますけれども、やはり今オーナー責任、要するにオーナー、さっき言った事業者も引っ込んで。表に出てこない。売買業者が間に入る。それどころじゃなくて、もつとその後ろにいる権利者、土地の権利者、施主がいるのにもかかわらず施主が出てこない。だから、全くのオーナーが見えない形で建築事業者だけが前に出てくる。だから、オーナー自体が個人でいるはずなのに、その人はもう影に隠れて事を進めようとする、今は形になっているので、できることなら個人的な民間の委員の立場で言えば、オーナー責任というものをはっきりしてもらいたい。建築物を建てるときに事業者だけが前に出たり、仲介業者が前に出る前に、何か事前協議のところで、オーナー責任、さっきいった形態にしろ、色彩にしても、オーナーという人はどうなんだというようなことをどこかに備考欄に意見陳述するようなどころを加えておくということも重要じゃないかなと、ちよつと長くなりましたけれども思います、いかがなものでしょうか。

**○窪田委員長** 事業者、設計者、仲介者、そこら辺の責任、オーナー責任という言葉と、それから**秋田委員**が二点目におっしゃっていた調査をした人とガイドラインの内容もきちんと責任を持って一貫通貫でというのならつながった話かと思いましたが、そこら辺がどのようにすると担保できるということになるんでしょうか。

**○大野委員** 事前協議の書類に名前を記載させるような。事業者だけが名前が出てくるのではなくて、隠れている責任者、名前をどこかに書くというような欄があれば大分違うと思うんですけども。

**○窪田委員長** 要は、世間を気にする上場企業がきちんと前に出る形にならないと、ということですね。

**○大野委員** 隠れている。だんだん上手に隠れているという形態、ケースが多い。

**○窪田委員長** これを隠さないように、先ほどの例えば、公表等々につ

いても、一番最後の下請けさんではなくてということ可能なんですか。

**○千葉** 基本的には施主さんの名前で書類は出てきます。ただ設計者の名前も……

**○大野委員** 事前協議の中の問題が出てくるところに署名欄がもう一つないと、ただの権利書を有しただけでしょう。申請書そのものに書かれている名前は。

**○千葉** はい。

**○大野委員** そうじゃなくて、事前協議として書類を出すその書類にその人も名前をもう一回書くという責任体制をとらせるべきだと、僕は思うね。

**○秋田委員** 景観予備調査の内容について確認しました。押印とか、そんな感じですよ。

**○大野委員** そう。

**○齋藤委員** そうですね、賛成です。

**○窪田委員長** そういう点もこの改善案をぜひお願いしたいと思います。責任ですね。それがちゃんと世の中といいますか、外に向けて発表されないということですね。わかりました。

あと、二点目のほうのこちらの報告一、参考資料一の三ページです。このオレンジの枠で囲んであるところの真ん中ですけれども、事業者の設計意図等をくみ取りという言葉と、それから地域の景観特性を踏まえたと、このことの中で、これだとも事業者の設計意図というのが結局のところはできるだけ容積率というのはいっぱい使いたいという以外にはないのではないかと。

**○大野委員** くみ取りというのはいかがなんですかと考えますけれども、言葉として。

**○齋藤委員** あと、それから創意工夫とありますけれども、自由度。これにしたって、色にしろ、形にしろ、創意工夫ですよ。もつと言いますと、周りにあわせた、周りを壊さないっていう書き方もありましたけれども、それも周りがおかしかったら、その中に入っちゃうということですよ。それもおかしいと思うんですよ。

**○進士委員** どうも私が建築家をうちよつと信頼したらというのを前回言ったもんだから、ここ大分気配りし過ぎたみたいだけれども、事業者ではないですね、僕が言ったのは。建築家としてなんだけれども、結局これはでかい問題で、きょうのガイドラインの話は私は事務局が丁寧に準備をして、今までの経過から、現状調査をやって、やってきたのでこの問題はこれでそんなに大きくは問題ないなと思っています。

むしろ、その前提のほうが問題で、これはここで議論できないと思うんだけど、事務局で少し論点を整理して、審議会でやってほしいんですが、先ほど言ったように、まずポリウムなんです。**神谷アドバイザー**たちもさっき言ったように、建蔽率、容積率で決めてきた都市計画の問題なんです。敷地を大きくすれば巨大なものをつくれるということなんです。景観というのはそういうものじゃないよね。きめの細かさというのとは一方にあって、その景観行政のやり方の少し基本的なところですね、これは。きょうのガイドラインの議論ともうちよつと高度な。

それは、例えば、事務局のさっきの説明にあつたように、ほかの自治体でも勧告とか、そういうのが余り多くないと言ったでしょう。これも非常に重要なポイントなんです。新宿区の景観行政はほとんど勧告するとか、ほとんど公表するとか、悪質なのは名前をほとんど挙げるとか。あるいはこういうガイドラインの資料にもこれまでの悪質な事例を全部並べて、これは困るんですというのを、先ほどの**大野委員**の説明じゃ、冒頭に見られるというようなレベルじゃなくて、これは基本的にはおかしいんだと、こういうのは困ると、当区ではもっといいまちにしたいのでそれは結果的には財産価値もみんな上げるわけだから。そういうようなものを堂々と掲げますかということなんです。

これが、今度は行政マンふうになつて、訴訟に耐えられるかという話なんです。今度は、裁判ということになるからね。そのせめぎ合いの間でどこであれかという、結構これは高度なテクニクを要するテーマなので、少なくとも私は建築家の能力とセンスは生かすべきだと、これはプロだから。ただ、問題は、なぜこういうことになるかというと、プロの矜持をプライドを捨てて利益だけに乗っかっているんです、組織がそういう場合もあるわけで、これは性善説ばかりじゃないので。だから、最初に申し上げたように、景観行政がまだ社会性というか市民権を持てなくて、お願いで、できるだけ頑張ってくださいよ。だから、いいものをほめて景観賞を出すとか、それから、今の相談員とか、そういうソフトでずつとやってきたわけです。これは、法的根拠がなかったもので、だけれどもここからはそうでないんだという時代になってきたので、私は、このガイドラインで地区別の現時点での修正を加えるとか、それは、事務的にやるぐらいの話で、僕はいいと思うんだけど、ただそんなことを細かくやるほうへ行政が向かうんでなくて、それはもう新宿でやつたらしよつちゅう変えなきゃだめですよ、現時点で調整したら。そんな無駄なことをやるよりは、もっと本質論をしつかり審議して、それを制度化しないと、どうもだめだなと今強く思いました。だから、少なくとも、オレンジの枠の中は皆さんのご意向のとおりであつて、私が言ったのは、今言った大前提で常識を踏まえたものの、踏まえたプロとしての建築家がやるんならという前提ですからね。これをやるとそうじゃないとり方をするように書いてあるみたいだから、ここは皆さんのご意見で修正したほうが私はいいだろうと思いますね。悪質な人が出てくると、それを逆手にとって、性悪説もちゃんと考えないといけないという、二本立ての制度設計にしないと、どうも悪い人のほうが強く勝ってしまうという不平等になると、こういう話でしょうから、そこは本質的なところをちゃんと議論して、審議会として、区にちゃんと方向性を出すように、それこそ勧告したりしてもいいかもしれないようなテーマかもしれませんね。

**○大野委員** 大賛成です。

**○齋藤委員** 勧告どころか、罰則も必要じゃないんでしょうか。

**○大野委員** ただ、今おっしゃったとおり、裁判に持ち込むんですけれども、向こうは。それだけの権利を持つてちゃんとやっているわけですから、地域で一生懸命金を出し合つて、負けを覚悟でやって。向こうに反省を促すというようにことで、地元でやっているんです、一生懸命。ですから、今、先生のおっしゃられたようなことを区が多少でも方向性を示してくれると助かると思うので、私も三回ぐらいちよつと訴訟を見

**○窪田委員長** 私の私見としては、私も三回ぐらいちよつと訴訟を見

に加わったことがあるんですけども、本当に行政が中立とは言いがたから向こう側に立っているじゃないかというように見えてしまうわけなんです。そのときに、思うんですけども、ただ**大野委員**がおっしゃったように、もちろん事業者側でもないし、住民側でもないしというときの中で、やっぱり最大限地域が一番いい景観を創出することに寄与するというのが冒頭のここの行政の立ち位置としてはあるべきなのかなと、その上で、両者の意見、**進士委員**のおっしゃったいい意味での建築家ですから、創意工夫も考えなきゃいけないし、地域が考えている尊重すべき景観特性というのも考えなきゃいけないし、それをあわせて調整していくということを書いていただいたほうがいいのかというふうに思いました。

○**大野委員 窪田委員長**、地域住民も成長していますよ。昔は地域エゴで、本当に反対、もう何度も建てるは反対だったのに、今は十分理解していますよ。ですから、もう権利は権利としてあるだろう、しかしこのくらいのところはやってくれないかという要望なんです。それをも受けないんです、向こうは。ですから、その辺のところが**進士委員**がおっしゃった、勧告といってもいろいろなものがあるでしょうけれども、注意を促すと、いわゆるレッドペーパーまで行かなくても、イエローペーパーぐらいのところを出せよと、区として。そんな何かがあるかというと思いますね。

○**窪田委員長** 勧告に耐えられる書き方みたいなものをちょっと研究して、あれですね。

○**進士委員** それのために、ガイドラインは基本的には行政というか、自治体の思想を表現している文章であるわけで、だからそこにこういうことを入れておかないと、いわばそのときの議論にならないということについては、十分配慮して書いておかなきゃいけないわけですね。たとえばガイドラインといえども、そういういわば法的闘争みたいなときには結構大事なわけで、だから冒頭にもう劣悪な建築ができるのを公認しているような文章があったりしてはまずいだろうし。

それから、第三者と言われたけれども、僕は行政側に立っていると、事業者側に立っているとじゃなくて、アドバイザーは僕は基本的には

プロフェッショナルとして、建築や景観の専門家としてのプライドにかけてやっているお二人は。ということなんです。ただ、それは、まさに審議会というのはそれを全面的に応援している形なんで、まさに審議会の意見として代弁しているわけで、その権威は持たせないとかめなんです。だから、さっき言ったように、相談員というのは法律相談でも案外つまなくて、聞きに来たら答えてあげるみたいな、子供電話相談室じゃないんだから、そこはもうちょっと位置づけし直さないといけないと思う。それもやっぱり、新宿区のこの相談員制度が確か一番早いんです、日本中の行政の中で。だけれどもそれ非常に先駆的だったんだけれども、それでもう三十年ももつと前ですから、今の時点で、先ほど**大野委員**が言われたように、市民のいろいろな意見についても、企業は企業利潤を追求するのは当然だと、それは認めた上で、しかし常識的にこの範囲までぐらいいはやるのか企業の社会的責任だろうと、その辺の判断を持っているんです、市民は、本当に。ですから、そういう時代にふさわしいシステムにしなきゃいけないので、今の時点での……景観法から十年ぐらいたった。

○**窪田委員長** まだ八年ぐらいです。

○**進士委員** 八年かな。この時点での先進区としてやってきた新宿区の新しい景観行政の時代をどうつくるかという、これちょっと本論点を整理して、ぜひ出していただきたいと思います。

○**窪田委員長** いかがでしょうか。よろしいですか。

○**橋本副委員長** 建築の設計を日ごろやっている者から言わせてもらうと、非常に反省すべき点もあるな。今、このオレンジ色で囲われた部分に対しては、非常にこう言ってくれると非常に設計者の側としてはうれしいなという文言なんです。でも、実際に設計者全員がこのような態度で設計しているかどうかというのは疑わしいところがあって、反省しなきゃいけないというのがたくさんあるような気がします。

そういうことを踏まえながら、このガイドラインのことをずっとお話を伺ってきたとして、なかなか難しいところがあるな。相談員の先生方が難しいんじゃないかと思うんですが、例えばガイドラインに関しては、例えば色彩のこととか、設備の修景のこととか、部分的なお話とい

うか、さつき進士先生がおっしゃったように、最初にスケールがあるんだろうと、それから形態があるんだろうと、それから色だとかディテールだよねとおっしゃったところのスケールだとか形態のところに關して、かなりたがはまりにくくなっている。それで、それはなぜかという建築基準法だとかいろいろな法律で別のところだがをはめているので、いわゆる景観という観点から、なかなか意見を述べにくくなっているから、こういうガイドラインになっているではないかなと。だけれども、相談員の先生方は、多分ですけれども、心情を察するに、その辺のことからお話しないと本質的に解決しないんじゃないかというような問題にいつも直面されているんじゃないかというふうに思うんです。だから、その辺を拾っていきけるような制度があるべきだと思うし、それから設計者の側から言わせていただければ、設計者の側からのアイデアだとか、独自性だとか、そういうようなものに関してきちんと理解をしていたきたいたいというところもあって、その兼ね合いが非常に難しいんだろうと思います。

それで、ここに景観事前協議書の提出と書かれておりまして、それがずっと僕も理解できてなくて、僕も勉強不足なのかもしれませんけれども、確認申請に出す建築のすべてを出して、同じ扱いで、同じように見るのか、それとも、かなり規模別だとか、地域別だとか、そんなことによつて資料は違ってくるのかとか、そういうようなお話について、何か副案があるのであれば教えていただきたいなと思っています。

○荒井主査 確認申請のすべての物件を一応見ているわけではない、一定の規模の建物を見るようになっていきます。

○橋本副委員長 なぜお聞きしたかと言いますと、先ほど、小さな百人町の住宅が出てきたじゃないですか、あれ極めて小さな案件じゃないかと思うんだけど、あそこまでどうして引つかかってきたかというようない、それでかなり改善されて、改善されて言うか、よくわからない感じで、町の状態がわからないでよくわかりません。よくなったような感じがするんです。それでああいうふうになったいきさつがよく理解できなかったもので、ちよつとご質問しているということもあります。

○千葉 先ほどの、色彩がピンクからかわったという案件は、景観の事

前協議の対象規模ではないんです。ただし、地区計画がかかっていました、地区計画のほうで地区整備計画の中で、そこでも形態のことがあります、新宿区はあそこは景観のほうで見るといって、一応そういうすみ分けというか、役割分担をしまして、ただ地区計画では「落着いたものにする」という文言がある中でこれはどうだろうというので相談がありまして、それでアドバイザーに見てもらい、協議して、話し合いをして、このように至ったという事例でございます。

○和田委員 ちよつとお聞きしたいんですけれども。

○神谷相談員 はい。

○和田委員 例えば、相談に来ますよね。そうすると、例えば期間ていうのはあるんですか。二週間以内に出さなきゃいけないとか。

○神谷相談員 一週間ごとにしかあいてないので、協議自体が一週間ごとになっていきます。

○和田委員 例えば、協議、一年間しましょうとか、二年でもいいんですけれども。そうすると、その間開発できないじゃないですか。そうすると、例えば、二年間ほったらかしで開発できないなら、じゃ言うとおりのみどりを植えますとか、階層を削りますとか、要はそういう譲歩を引き出せるような期間というのはもてるんですか。

○神谷相談員 大体、三回やれば大概のものはもうチェック済みじゃないんです。こうできませんかという事で持つてきてということで、一通り対応すれば、もう不十分であつてもあとじゃそれをどこまで引き延ばせるかというような話しになっていくわけです。規模の大きいものはそれはいいかないので、五回、六回、七回となるものもありますけれども、できるだけ事業者さんのことも考えれば、問題のないものは一回で通るようにしようとか、それは考えていますけれども。大体三回ぐらい。

○和田委員 もう根本からやる気がないところを、例えば一年かけてじっくり協議しましょうとか、そういうことは難しいんですか。

○神谷相談員 こちらとしても、お仕事の邪魔をするような形はできないから、極力対応するように。

○進士委員 和田委員は、うんと時間をかけると言っている。そうすりや、金利がね。

○和田委員 その分、敵一万殺せば、みずから兵三千を損すると、三割ぐらいいは言うことを聞きましようという譲歩を引き出せるんじゃないかなという。

○進士委員 そのとおりなんだけれども、多分この手の会社は、そんなに延ばしたら不作為で訴えるんだろうね。多分、それをこちらもわかっていて、そうはいかないなと思っているんじゃないかな、行政も。だから、ただ、新宿区の場合は、屋上緑化のある種の義務化をやったんです、昔、これも私が提案したんだけど。屋上緑化の条例が別にあって、これも日本中で一番先がけてやったんです。このときは建築確認を時間をかけるということにして、屋上緑化計画書がないものは、法律上はこれはもう義務はないんですよ。だけれども新宿はもう都庁を初め上から見ると風景ばかりなんだから。だから屋上を何とかしないといけない、それで屋外機とかもでたらめでしたしね、それで屋上緑化の義務化に近いことをやろうと、これは緑化のほうと景観のほうだね。そのときには、建築確認がきいたんです。確認申請を出すときに、屋上緑化計画書を添付するか、これは協力のお願いなんです。義務じゃないんです。それがついているのはできるだけ早く審査して、すぐ着工できるようにしよう。と。そうでないものはちゃんと細かい手続、従来のをやろうという、その差で、随分協力的で、すごく一気に進んだはず。だから、やっぱり行政の工夫っていうのは必要なんです。

それから、余り消極的に訴訟だ何だっていうのだけが恐いからと言ってやっているのはだめで、今は、まさに民主主義の社会で、首長は区民によって選ばれているんだし、それから、地方分権で、区にこの基準がないからと言って関係ない、景観行政団体はまさにここが主体的にやれるんだから、もっと堂々と区民が喜ぶことはやるべきなんで、僕はやっぱりそこは変えたほうがいいかもしれないしね。

それから、アドバイザーも、審議会のメンバーがやると。それから、イギリスのコミュニケーションみたいなのでやるのもあるわけだから、そのぐらいに格上げしたほうがいいかもしれない。これみんな今後の課題だね。

○窪田委員長 今、ご提案のネゴシエーションでできる何か武器がないと、

ということですよ。

○和田委員 そういうことですね。じゃないと絵に描いた餅で、要は実行力がなくなっちゃうもんね。罰則規定みたいなのが。

○秋田委員 今、進士委員がおっしゃったように、建築確認を早くするというという話ありましたけれども、やっぱり報告二のほうが使いやすいかもしれないけれども、むしろだけじゃなくてあめを上手に使うということが結構大事で、あめを見せながらむしろびしとやるというか、そこがちよっと今のこの形態意匠のほうはむしろにもならないけれども、何かそちらの部分しか見えなかったもので、どんなあめ玉を見せるかというところが一番回答になるところかなというふうに思います。

○窪田委員長 今のは、また二にもつながるお話で、ありがとうございます。

では、報告一のほうは、以上ということで、景観行政の本来に根本的なあり方だとか、具体的な制度改善についてもいろいろなヒントをいただいたかと思しますので、それは整理して、親審議会のほうでも議論すべき点が多々あったかと思えますけれども、そのようにしたいと思えます。ありがとうございます。

報告二 平成二十五年度「屋外広告物の景観誘導推進」の取組みについて

~~~~~

○窪田委員長 続きまして、報告二のほう、屋外広告物の景観誘導推進です。これは景観担当が大変熱を入れて頑張っているかと思えますけれども、それについて、まずは御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○千葉 それでは、報告二について事務局から説明させていただきます。景観と地区計画課の千葉です。

報告二、平成二十五年度「屋外広告物の景観誘導推進」の取組みについて説明します。

説明に、事前にお配りしておりますA四の両表のこちらの資料、こちらをまず使って説明いたします。その後、スライドで説明しますので、

よろしく願います。

それでは、資料に基づきまして説明を進めさせていただきます。

今回の報告では、今年度の取り組みを進めていく体制等について説明します。

資料の表面は、昨年度御報告している内容ですので、確認事項が中心となります。

まず、一、事業スケジュールですが、第二次実行計画の位置づけ、昨年度から本格的に取り組みを開始し、平成二十七年に施策の運用開始を目標に取り組んでいます。

次に二、平成二十四年度の検討内容です。区の特性、屋外広告物の分析、現状を確認し、課題を整理した上で今後の取り組みの方向性を示す基本方針を検討いたしました。

基本方針は、今年度作成するガイドラインの前段部分に位置づけ、平成二十六年度に地域説明会、パブリックコメント等の手続を経て、策定していく予定です。

続いて、三、平成二十五年度の取り組み予定についてです。

昨年度末、三月十八日に開催しました第五十回景観まちづくり審議会の中で説明しましたとおり、区全域を対象とした屋外広告物に関するガイドライン素案を策定したいと考えております。内容については、これから検討を進めてまいります。

また、あわせて、地域特性を生かした広告のルールづくりの検討を行いたいと思います。今年度は、歌舞伎町地区と新宿駅東口地区の二地域の検討を進めていきたいと考えています。歌舞伎町地区において、区は平成十七年一月に歌舞伎町ルネサンス推進協議会を設立し、平成十九年にはエンターテイメントシティ歌舞伎町地区を具現化するために歌舞伎町まちづくり誘導方針を策定しました。あわせて、新宿区景観まちづくり計画の地域の景観特性に基づく区分地区としてエンターテイメントシティ歌舞伎町地区を指定しております。そして、平成二十五年四月には、歌舞伎町のまちづくりの取り組みを踏まえた歌舞伎町街並みデザインガイドラインを区が策定し、今後事業者によるコマ劇場跡のビル計画やトーフアーストビル跡地におけるホテル計画とあわせ、区は道路

整備等を行います。

また、歌舞伎町タウンマネジメント組織の事業では、東京都の特例措置により、通常掲出できない場所に掲出を可能とし、そこで得た広告収入をまちづくり費用に還元するという屋外広告物を活用したまちづくりを行っています。

このようなまちづくりと連携し、屋外広告物の地域特性を課したルールの検討を進めていきたいと考えております。

また、新宿駅東口地区において、区は地域、有識者、関係行政機関等とともに検討を重ね、平成二十三年二月に新宿駅東口まちづくり構想を策定しました。新宿駅東口まちづくり構想では、すぐれた街並み景観を誘導するルールづくりで、屋外広告物の形態及びデザインを誘導するルールづくりを取り上げています。平成十九年に、区が実施した地権者等を対象としたアンケート等においても、屋外広告物に関するルールの必要性が求められています。新宿の玄関口であり、日本を代表する商業地である新宿駅東口地区で、まちづくりと連携し、地域特性を課した広告のルールを検討していきたいと考えております。

そのほか、第五十回の景観まちづくり審議会で、検討地域の候補として挙げた、外濠周辺地区は、来年度検討したいと考えております。また、神楽坂地区については、まちづくりの進捗とあわせて、今後検討していく予定です。

次に、(三)ワークショップの開催については、区全域をテーマとしたもの、そして、検討地域ごとのものを開催し、意識啓発や検討材料としていきたいと考えています。

続いて、裏面に移ります。

四、平成二十五年度の取り組み体制について説明します。

最初に(一)(仮称)屋外広告物に関するガイドライン等検討会の設置(案)についてです。

今年度、区全域を対象とした屋外広告物に関するガイドラインや地域特性を生かした広告のルールづくりを検討する上で、検討会の設置を予定しています。区として新たなガイドラインを策定するに当たり、多くの関係者とともに検討内容を吟味する必要がありますので、景観まちづ

くり審議会の関係検討会として、有識者、区民とそのほか広告業の団体、事業者団体の委員による検討会の設置を考えています。現在、検討会の立ち上げに向け調整中です。有識者として、座長に当審議会の後藤委員、副座長に野澤委員にお願いし、了承をいただいております。

なお、景観まちづくり審議会の区民委員の皆様には、昨年度ワークショップにおいて貴重な御意見をいただくことができ、基本方針の検討の上で大変重要な検討材料となりましたので、今年度も引き続き御協力を承りたいと思います。その際は、どうぞ御協力のほどよろしく願います。

検討会は、平成二十五年七月からと資料にあります、第一回は八月以降となりそうです。

また、全域のガイドラインの検討とあわせて、地域別のルールを検討するため、地元まちづくり組織等の地域の方々を中心とした地域別の部会を設置します。こちらも、設置に向け現在、調整しております。

次に、(二) (仮称) 屋外広告物等の庁内検討会の設置(案) についてです。

有識者、区民、関係団体の検討会のほか、庁内の関係部署による検討会も設置します。屋外広告物にかかわる許認可業務の所管部署、公共情報を表示・掲示する部署等、今後、屋外広告物の景観誘導推進に係る庁内部署が数多くありますので、連携を深め、実効性の高い施策にしていきたいと考えております。現在、早期開催を目指して具体的な進め方等を庁内で調整しております。有識者、区民、関係団体の検討会との連携も進めていきます。

これらの検討会で検討した内容については、景観まちづくり審議会や小委員会において、適宜報告を行いますので、引き続き御意見をよろしく願います。

そして、最後に、(三) 事例紹介についてです。

今年度、業務を委託している公益社団法人日本サインデザイン協会は、全国で屋外広告物に関するガイドライン策定業務の実績があります。今後の取り組みに当たり、参考として事例紹介を公益社団法人日本サインデザイン協会から説明を行いますので、どうぞよろしく願います。

〔スライド〕

○竹内 御紹介いただきました日本サインデザイン協会の副会長をやっております竹内と申します。よろしく願います。

このたびは新宿区と一緒に、皆様と御一緒に、屋外広告物について考えていきたいというふうに思っております。

御指摘のとおり、屋外広告物は非常に景観に對しまして、大事な要素というふうに認識しております。それらに關しまして、私どもがかわらさせていただいたサインに関する事例等々の御紹介、それから、また我々の活動についての御紹介をさせていただきたいというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、まず、サインとはということからちよつと御紹介させていただきたいんですけども、今、我々がサインというふうに考えているカテゴリーという分野について御説明をいたしますと、基本的には、人々の行動のよりどころとなるという情報を具体的な形であらわそうとしたものをサインというふうに呼んでおります。

また、人々がスムーズに行動し、また快適に過ごし、豊かに生活できる、そういったさまざまな角度から考えながら、サインについて設計すること、これをサインデザインというふうに我々は呼んでございます。

そのサインデザインの及ぶ範囲というのは、当然ながら標識、看板、それから表示面のデザインですとか、物の形、そのほか広告、パッケージ、ディスプレイ、インテリア、もちろん建築、景観デザインや、まちづくりに、あるいは都市計画に至るまで、いろいろな人々の生活を取り巻くすべての物についてかわってくる、そういったものというふうに考えてございます。

我々、サインデザイン協会でございますけれども、もともと、サインデザイナー協会として一九六五年に発足いたしました。当協会は、サインデザイナーはもちろんですけれども、グラフィックデザイナー、インテリアデザイナー、また照明デザイナー、建築、それから景観、これらに関するいろいろな教育機関の先生方ですとか、研究機関、関連企業などによって、さまざまなメンバーによって構成されてございます。

当協会の主な活動といたしましては、例えばSDA賞の贈賞というよ

うな形で、我々サインデザイン協会、SDAと通称呼んでおりますけれども、サインデザインに対する賞の検証を行っております。そのほか、サインが人々やサインデザインの業界に対して、どのような影響をもたらしたとか、どのような問題を解決してよい環境づくりに寄与したかというようなアイデア、それから、さまざまな視点でもってSDA内外から選ばれた審査員によって、それらの受賞作品を選出してございます。そのほか、調査研究といたしまして、国内、国外を問わず、サインの事例視察、研修を行ったり、あるいは表示する視覚情報だけではなくて、音サインといったような聴覚情報に関する研究ですとか、それから、皆様御存じのピクトグラム、これらの事実化に関するものになりました標準案内図記号等々の検討をするなど、サインに関する研究を継続的に行的しております。

また、さまざまなサインの表現方法となる素材や、機器等の技術開発等についても研究が進められてございます。

主な実績紹介という形で、皆様御存じのところでは、一九八二年に非常口のサインのこの標識のもとになる研究を行ってございます。

それから、二〇〇一年では、標準案内図記号という形で、日本にありますがさまざまなピクトグラムを統一化して、標準化して、それを皆様に使っていただくというところで、公共施設に非常にいろいろなピクトグラムが存在していたものを一つのガイドラインとしてピクトグラムを事実化するというに関して協力いたしました。

それから、福岡の地下鉄七隈線でございますけれども、こちらサインという観点よりもむしろトータルデザインという形で視覚情報、聴覚情報いろいろな情報環境を整理をいたしまして、トータルデザインという視点でもって車両、それからインテリア、またさまざまなバリアフリー施設というようなものを含めまして、利用者の観点から見た情報整理とともに環境整備の提案をしております。

それから、近年では、サイン音の研究という形で、毎年報告書を上げてございます。

最近の事例でございますけれども、看護支援ピクトグラムというような形で、医療環境につきましてのピクトグラムの研究を行っております。

また、震災を経験いたしました中から、津波防災ピクトグラムの開発、情報の整理、提案、さらに、実施というようなところに至る研究開発を行ってございます。

屋外広告物に関して、ひとつ我々の研究といたしましては、二〇〇五年にニューヨークを視察いたしましたして、こちらはタイムズスクエアでは、今までの環境をさらに広告物を利用することによって、非常に活気のあまみちづくりにする、そういった利用例を見学してまいりまして、それらについての報告書をまとめてございます。

こういったことも我々経験した中で、さまざまなガイドラインの推進を進めてございます。

それでは、具体的に、SDAの屋外広告物ガイドラインの実績紹介という形でさせていただきますしたいと思います。

説明は隣にいます光安のほうから説明しますが、富山県の屋外広告物、それから佐賀県の屋外広告物、それから宮崎市の屋外広告物、福岡県の屋外広告物といったような内容についてちよつと抜粋して御説明をいたしますのでよろしく願います。

○光安 今回、SDAの受託業務の中で、ワーキンググループの中で、実際作業をやっていますGK設計の光安といっています。よろしく願います。

今回、御紹介する具体的なガイドラインの現物を見ていただいたほうがわかりやすいと思います。

今回、四つガイドラインのほうを御紹介したいんですが、この四つで、我々SDAが取り組んだ共通の概念というのがあると思っております。それは、最近SDAが編集する「SIGNS」という雑誌が復刻しましたけれども、ここに都市の魅力をつくると書いてございます。

我々、今、竹内のほうから御紹介しましたように、いろいろな分野のデザイナーが集まっている組織ですけれども、みんなやっぱりいい街をつくりたいという強い思いがあるというふうに思っています。それは、ここの行政もそうですし、今回、審議会の先生たちも同じ思いだと思っておりますけれども、屋外広告物、そういうグラフィックな要素で、都市の魅力をつくっていききたい、そこらしいまちの景観をつくっていききたいと

いう強い思いの中で、屋外広告物のガイドラインをつくっておりまして、そういう意味でいうと、多分これまで全国各地に屋外広告物のガイドラインというのがあると思うんですけども、そういうところからすると少し経路が違うようなガイドラインになっているんじゃないかなと思います。

具体的に、A四のお手元の資料をもとに説明していきますけれども、都市の魅力をつくるというところで、大きく二つの考え方を持っております。一つは、屋外広告物は、広告であるということです。こういう書き方をすると、広告主が出したいように広告主がやりたいように広告を出していいのかというふうにとらえがちなんですけれども、実はそうではなくて、そんな大きい広告とか派手な広告を出すことが本来に利用者とか、物を買う人に訴えかけられるんですかというところに踏み込みたいというのがこの屋外広告物は広告であるというところの趣旨でございます。本来、広告物というのは、広告を出して、そのメッセージを受け取って、お客さんを、消費者の方が魅力を感じて物を買うというところだと思うんですけども、現在の景観行政の中では、都市計画とか、建築とか、土木の部署が、それをできるだけ制限しようというのが多分屋外広告物条例の趣旨だと思っんですけども、やっぱり本当に消費者だったり、市民の方に、魅力的に感じてもらえるような広告物の出し方をちゃんと考えましようよと、それは、たくさん出すこととか、大きくすることとか、派手にすることだけじゃないでしようということをきちんと考えたいというのが我々の一つの視点です。

多分、広告を出すほうは、儲けたいとか、自分さえよければよいとか、あとはそういう何か欲のにおいがぷんぷんとたち込めた広告物が世の中にたくさんあると思うんですけども、そうじゃなくて、デザインをきちんとすることで市民とか、消費者の方に魅力的に写る広告のあり方をきちんと考えようというのが一つの考え方です。

もう一つは、そういうことをどうしてやっているかというところで、我々は、これまでやったルールに比べて、モラルの部分を中心にきつくつていきたい。ルールというのは、もちろん数値で縛っていくということと、ころもあるんですけども、単に同じような、全国画一的な数値の設定

の仕方ではなくて、その地域をきちんと読み解いて、その地域の魅力を上げるための量的コントロールをきちんとしていきたい。モラルの部分というのは、さっきの屋外広告物は広告であるということにつながると思うんですけども、実際に見る方に対して、そこに住まわれる方、働く方に対して、広告物はどうあるべきかということを考えていくこのルールとモラルの部分をきちんととらえていこうという、その二つの視点を置いて、四つの広告物のガイドラインをつくってまいりました。少し、その中身を紹介します。

ちよつとお手元回覧中だと思えますけれども、平成十八年度に策定しました、富山県の景観広告ガイドラインでございます。ここ、景観広告という言葉を使わせていただきながら、富山らしい生き生きとしたまちづくりにもふさわしいような広告物のガイドラインをつくりました。ここで一番重要視したのは、広告物を考えるときに、生活景観というのをきちんとつくりましようということでした。これは、富山というのは、皆さん御存じのとおり、世界遺産もありますし、さまざまな催事やお祭りもあるし、非常に魅力的な都市でございます。そこに、来訪者をもてなす心で普段の生活景観をちゃんと美しくましよう。その中では、販売をされている広告物というのは非常に大事ですよというコンセプトをまず立てました。その中で、例えば自然計画の地区、田園景観の地区、商業業務景観地区、住宅地の景観地区、そういう景観の特性に応じたエリア区分を行いながら、非常にきめ細やかな業種別の広告のあり方というのを提示しています。

もう一つ大きなところとしては、富山では、景観広告とやま賞という懸賞制度を設けていまして、非常にすぐれた広告を、きちんと公表しながら、皆さんでこういう美しい広告物、地域の景観に配慮した広告物をつくっていきましようというメッセージを発信しております。

二つ目、平成二十一年に策定しました、佐賀県の屋外広告物ガイドラインです。

ここでは、内容としては非常にオーソドックスな屋外広告物のガイドラインとなっていますけれども、ガイドラインを三冊つくっております、一冊目、これ、専門家向けで、非常に技術的なところが書いてある

通常のガイドラインなんですけれども、二冊目、これは、広告主に向けたわかりやすいガイドラインをつくっています。その中では、たとえば今までになかったような、広告物を低く少なくしましょう。そっこのほうが非常に効果的にメッセージを発信できますようであるとか、あわせましょう、そろえましょう。それから、抑えましょう、質を高めましょう、きちんと業種に応じて飾りましょうといったような、キーワードとそれに基づく非常に好ましい事例、ヒントとなるような事例を提示しております。

そうすることで、今までになかったような、例えばこう工夫することで、地域の人々とか消費者に訴えかけられるような広告物になるんじゃないかというヒントを広告主向けにつくっております。

三つ目、これ地域の市民向けにつくったガイドラインをつくっております。これは、街を広告という視点で改めてみてみましょうというふうな、どっちかと言ったら啓発的なものを込めて、例えば、みんなですてきな看板を探してみましょうよってあるとか、あるいはこういうのってみんなきらいじゃないみたいないないかけをしながら、広告物景観を市民目線から見た啓発活動を行っていきたいという意味で作成しております。三つ目、青い非常に美しい表紙のガイドラインを回覧していますけれども、これは宮崎市の屋外広告物のビジョンでございまして、平成二十三年に策定しております。

宮崎、やっぱり空だったり、水だったり、緑だったり、そういう美しい自然景観と屋外広告物がちゃんと調和させましょうという非常に明解なテーマをつくってやっておりまして、中身をちらつとごらんいただくとわかるんですけども、例えば緑をちゃんと広告物の中に取り入れましょうであるとか、ちゃんと空とか海が美しく見えるんだったらこういう広告物はみんなでやめようよという非常に自然景観を大事に強いメッセージをガイドラインとして設定しております。

この中で、我々が使った言葉って共感という言葉を使ったんですけれども、ガイドラインを見た方、それから、いろいろな事例を見る方が、共感してほしい。共感できるようなキーワードだったり、写真だったり、そういうものをガイドラインに積極的に取り入れながら、みんなが納得

するようなガイドラインの作成に努めました。

その中で一つ特徴的なのが、宮崎らしい色、南国の風土、風景にあつた色彩パレットというものを作成しながら、独自の誘導を行っていたというのが特徴的かなと思っています。

一番最後、四つ目、福岡県の屋外広告物適正化方針という名前がついていますけれども、これが平成二十四年度策定したもので、これは、非常にオーソドックスなガイドラインですけれども、コンセプトとしては効果的にしましょう。それは、目立つだけじゃないですよ。目立つだけではなくても関心を引き、好感を得るための広告物ができますよと、そういうことが広告物、それから、景観として非常に大事ですよということを大きな柱として組み立てています。

その中で、特筆すべき点としては、広告物はシンプルであるべき、広告はバランスが大事だ、広告はクリエイティブ、創造性が大事だ、それから、これ多分新宿区の今後屋外広告物を考える上でも非常に大事なことだと思ふんですけれども、広告物には信頼性、トラストというのが非常に大事である。それは、情報がちゃんと正確であるということもそうですけれども、危なくない、邪魔にならない。そういう信頼性の部分、そういうところが非常に大事だという四つのコンセプトを立てながら、これに基づいてガイドラインを作成しています。

我々、これからSDAとして、新宿区の屋外広告物のガイドラインのお手伝いをさせていただきましますけれども、やっぱり新宿区のはうは、非常に多様な景観があつて、魅力的な個性ある地域であります。その中で、その魅力って何なんだ、魅力を向上させる広告物って何なんだというところを見定めながら、地域の住民の方、それから実際に商売を行う方、それから新宿区は非常に観光客も多いです。で、来外者の方、それら三つの目線を視野に入れながら今後作業を行っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○窪田委員長 ありがとうございます。

屋外広告物に、これから本格的に取り組んでいくことでご報告いただきましたがいかがでしょうか。かなり今、ワークショップにも既に加わっていらっしやいますね。

○進士委員 頑張っていると思つてほめておきたいと思いますが、一つちよつと考へてほしいのは、後藤委員がやるんだつたら、このガイドラインの策定が究極の目標じゃなくて、さっきのニューヨークスタイルを少し入れようというんなら、ニューヨークのままじゃ困るんだけれども、新宿区型じゃなきゃ困ると思うが、イベントとか、コンベクションでも何でもいいんだけれども、そういうのを転がしながらやるという、ガイドラインをつくるのが目的というよりは、そこへ持つていくプロセスが大事。新宿は本当に多様なんです、新宿区のよさ。それで、他の地方都市よりもつと多様です。ですから、その両方がないと、さっき秋田委員が言つた、あめとむちと言つたけれども、一つの中であめとむちはないんです。まさに、この区の姿勢として両方出さないと。だから、歌舞伎町の景観広告の話をするときに、こちでは、かなりどんとそういう商業資本も育てていくよとやっているが、守らなきゃいけないものはきつちり守っているよという両方セットで出さないと。その区の姿勢としては、そこを意識して、そういうタイミグでちよつと考へてほしいという、とにかく多様な区だということを深く認識してやっていたので、ガイドラインの作成にゴールがあるんじゃないかと、そのプロセスでもそういうのは発信して新宿らしい景観行政の質を外に発信できるような仕掛けを少し考へていただけないかということですね。それをお願いしておきたいと思います。

(うなづく者あり)

○窪田委員長 齋藤委員や大野委員は、既にワークショップも参加されていらつしやるかと思うんですけども、もし改善点とか、本年度はこうしたほうがいいんじゃないかという御意見があれば。

○齋藤委員 昨年度のワークショップのまち歩きで外堀通り参加いたしましたけれども、外堀通りは、大変いいところ、みどりも多くて、よかったのですけれども、歩道に物が置いてあったり、旗が置いてあったりとか、そういうものがちよつと歩きにくいという、安全の面です。

それから、今、このプレゼンテーションを伺いましてなんですけれども、やはり地域によっていろいろ特徴が違いますので、例えば歌舞伎町にニューヨークスタイルのようなものを入れるのかもしれないけれども、

も、ネオンで横文字になつてここはこの国となるような、そういうような方向性は、やはり日本国であるということ踏まえ、あまり横文字とか、ニューヨークのものをそのまま取り入れるというようなことではなくて、雑多な東洋の、日本の、歌舞伎町という、それは何なのかというのを踏まえたような広告に期待したいと思ひますし、また四谷地区ですと、余りその特徴、みどりも多くあるということから、地域の特性を考えたものにしていただきたいということです。

あと、やはり歩行者の安全ですとか、歩きやすい、美しい、清潔などいうところは望みたいと思います。

○大野委員 私は、高田馬場を担当しました。

要するに、さっき説明聞いていても、福岡県、あるいは宮崎県とか、富山県とか、県単位、だけれどもデザイナーがかかわらなくても、宮崎県といえればあそこかなと、あるいは富山県といわれると、あそこというように、一般的にイメージがありますよね。それにのつとつてデザイナーがデザインすればいいということなので、比較的的地方はコンセプトがつかみやすい。しかし、新宿区と言われたときに、富山県、宮崎県と同じようなイメージでつくれないと思うんです。だから、その複雑な適用性を外部に発信するデザイナー性というのは求められてくる、こう思うので、果たしてこれをやっていく場合に、歌舞伎町は歌舞伎町、あるいは今言つた、四谷は四谷、高田馬場は高田馬場というわけにもいかないだろうと思う、デザイナーが関わる以上は新宿区としての大きな理念というのを一回持った上で、ミクロ的なものに入っていくんだろうと思うんだけど、このときの新宿区のかまえ方がきちんと出るような方向性、これをひとつ議論していただきたいというふうに希望します。

○齋藤委員 何か画一的なものにはなつてほしくないですね。

結局どこに行つても同じようになつちやいましたよね、新幹線の駅ですとか。それから開発をして高いタワーが建つたりすると、本当に同じお店が全部入っている、どこに行つても同じお店があつて、おもしろくない。

ということで、どこに行つても同じようなものにはなつてほしくない。

そういうようなまち並みは魅力もないでしょうし、ましてデザインをそういうふうにかえるときに、よく新宿の持っているものを踏まえて、どこにもないようなものでやっていただきたいという感じはします。

○和田委員 齋藤委員や先生と同じように、やはりちよつとよその町と違うんで、その辺を十分勘案して、ちよつと考えていただかないと難しいなと思っております。かなり特殊な事例が結構場所によっては出てきちゃうと思いますので。

○秋田委員 広告の結構種類がいろいろあって、御承知のとおりだと思うんですけども、動くものとか、何か物の形をとったものとか、あとは最近これは対象にならないと思うんですけども、車での宣伝というものとか、たくさんあると思うので、それぞれどういうふうにやっていくのかということと、あとは、私の個人的な印象では、新宿の、例えば歌舞伎町の広告物というのは、黄色っぽい看板に周りを電球がくるくると点滅しているというイメージなんですけれども、多分ガイドラインをつくる前に、今の新宿区の広告物の特徴というものをある程度とらえて、それからどういうふうに発展させるのかということを示していたければ、皆さん心配なさらないと思うので、多分今のごちゃごちゃした感じというところも大事だと思っている方々がたくさんいらっしゃると思うので、そこからどう行くのかということを見せるのが、皆さんが納得をいただく一番大事なことかなというふうに思っています。

○橋本副委員長 ぜひ期待しています。ガイドラインってすごい難しいと思うんです。規制するということではないと思うんで、あるガイドラインをつくったことによつて広がるというか、新宿区の特徴ががつつと広がっていくというような、そういうような街にしてみらえるのであれば、もうガイドライン大賛成。そういうガイドラインが本當につくれるのかねというのはありますけれども、プロに頼んであるわけで、ぜひそういうガイドラインをつくっていただきたいなというふうに期待します。

○窪田委員長 橋本委員さんから激励のお言葉が出たんですけれども、ガイドラインをつくっちゃうと、何か広告が持っているおもしろさみたいなものと、どうも矛盾するんじゃないかという御心配が非常に今あったかと思えます。それを防ぐために、大野委員がおっしゃっていた大き

な理念とそういう対応性みたいなものをいかに担保するかということを引きちゃんとやらなくちゃいけないと。齋藤委員がおっしゃっていた、トータルな歩きやすさみたいなことにつながらないあまり意味がないんじゃないかというところもあったかと思うんです。だから、やっぱりこれがいわゆる屋外広告物の話ではあるんだけど、広く本當の意味での景観行政にもつながっていくような視点で全体像をとらえた上で、やっていただけると非常にいいことになってくるのかなというふうに感じました。

○進士委員 こつちで聞きたいんだけど、一律じゃないでしょう。地域区分もするんでしょう。

○千葉 そういうとらえ方も、住宅地でやるのか、住むとか……。

○進士委員 僕、だから、それはだめだと思うんだよね。それだと、また本當にガイドラインができたおかげでつまらない町になってきている。それから、もう一つ、やっぱりメリハリだと思うんです。新宿区は、さっき言ったように、全国に発信するときに、歌舞伎町ではかなりドラステックな改革もして、大いに冒険も認めてやろうと、させているんだよ。一方では、もう一切広告はなしだ。むしろ全くみどりの空間にするんだという、その間に五段階あるとか、それが具体的にどの地域はこれに当たるといいうぐらいにしておかないと、ガイドラインというのをただつくって、住宅地はこうだなんてやつちゃったらだめだよ。

○千葉 はい。

○進士委員 だから、一般化しちゃうんだよ。デザイナーが安くという、お宅らは大丈夫だと思つて、信賴しているけれども、機械的にいうか、マニュアルのように今の佐賀ののを見ると、佐賀、佐賀、佐賀だよ。今度、ちよつと歴史的街区のようなのと全部、書、筆でやったようなのにするとか、もうそこがパターン化しちゃうんだよ。だから材料までパターン化しちゃう。色も大体こういうところはこつちだという、これはだめ。もうそれがだめにしている、今まで。アメリカのナショナルパークはずつとそれを徹底して、それはそれで成功したんだけど、ナショナルパークの中だけは。だから、僕はそこはとても難しい話だけれども、新宿区はやっぱりそういうもののモデルを、今のいろいろな事例を

並べて先進事例なんて思わないでください。僕は、今は、それぞれの県の発注、それぞれの市の発注であって、そんなものを並べて、ここであのタイプがいいですよとか、そういう話はないからね。もう認識が全然違うから、そこはぜひ新宿区がどういうガイドラインをつくるか楽しみだけれども。よほど考えて、今言った、行政のほうも新宿区の様性というのがきっちり出るようにして、僕は、本当は基本的には、材料が大事だと思うんです。素材が。ひらひらするあののぼりみたいな、あれものぼりなんかは広告移動するもので一時借り置きでしょう。ああいうところもあるの。だから、ガイドラインというときなりきれいなデザイン街区みたいにしちゃうけれども、そうじゃないんだよ。その手前の、さっきお話しになった、歩きにくくなるとかというのもそうだけれども、広告行政の入り口のところもちゃんと、これは行政のほうで整理しなきゃだめだね。ぜひ、期待していますよね。

○窪田委員長 協議の体制というか、遂行の体制も一緒に考えていたかどうかということですよ。

○千葉 はい。

○和田委員 道路上に歩きにくいのは、本来もうそれは法律でだめで置いちゃいけないのが実際置けないとか。例えば都の条例で、よく車に大きい音量を流しながら来ますよね。都条例で、都はだめだと言うとみんな山形とか、千葉とか、違うところの県のナンバーで全部都内を回っています。区だけのものなんですか。ほかの、例えば近隣区まで影響がでるんですか。

○千葉 まず、都が所管しているので、都との調整もある中で、あと屋外広告物といっても、それぞれ申請が、そういうところは音は音の窓口があったりするんです。あとは工作物、建築基準法の扱いで建築のそういう基準法の部署に行ったりとか、そういったところをまず庁内でもしっかりと整理した後、警察とか、消防とか、いろいろかわるところがありますので、まずそこで、お互いにどのような現状で実効性をどうやっていけるかということも踏まえて、こういうガイドラインをそういうところで使えるような、あと地域でルールとしたときも、啓発の内容も載せたりとか、なかなか罰則で難しいところもあるんですけれども、まず

できることを探って、最大限のことをやっていきたいというのが今考えているところです。

○進士委員 だから、現状認識ちゃんとしているから僕は安心していいんだけど、下手すると、こういう委託事業ふうにやると、屋外広告物の景観誘導推進のためのガイドラインでしょう。だけれども結局まちづくり、住みやすいまちづくりのためとか、そのためがあるわけ。屋外広告物にいきなりフォーカスしぼってはだめなんですよ。

○千葉 はい。

○進士委員 その今の受けつけもどこでやるのかというの、庁内体制すらレベルでもみんな違うなんて、そういうのをどう一元化できるかという、そのことをセットでやらないと、ガイドラインはある、ともきれいに非常にグラフィックには、すばらしいなど。これが完成品じゃないので。これは道具でしかないんだから。この先にできた街がどうなるかが問われるから。そこをぜひ、これは、お任せしたからというんじゃないということ。やはり、お任せしたのはある部分であって、その前提を区がちゃんとしないと。でも前回の分析のときに、あなた相当考えていたから。大丈夫だと思います。

○千葉 頑張ります。

○窪田委員長 では、報告二のほうはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。
一担、ここで事務局のほうに。

二、その他

○荒井主査 きょういただきましたガイドライン、取り組みや規模の整理だとか、上手に使う、景観相談員の位置づけ、あと事業者のもっと景観に関与すること。本日はいただいた宿題、これから検討させていただきます。また、広告についても、たくさん助言をいただきまして、こちらのほう検討させていただきます。

それでは、小委員会委員の委員交代についてご説明をします。
昨年の第四十九回景観まちづくり審議会及び平成二十四年度一回の小

委員会でご説明しましたが、橋本委員、秋田委員、区民委員の大浦委員、和田委員、大野委員、齋藤委員の方につきましては、今回の小委員会をもちまして、現在選出されていない審議会委員の方と交代となります。

一年間、計三回にわたりさまざまな御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。審議会におかれましては、引き続き御意見や御助言をいただきますようにお願いいたします。

本日の議事録については、個人情報に当たる部分を除き、ホームページで公開します。また、次回の審議会の日程については、九月の上旬を予定しています。日程や議題等決まり次第御連絡いたします。

お忙しいとは存じますが、御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。ありがとうございました。

○窪田委員長 ありがとうございます。

その他、何かございますでしょうか。

お願いします。

○荒井主査 では、これで小委員会のほうを終わりたいと思います。また、九月上旬に、本会のほうもありますので、先ほどの審議会にかける案件についても、整理してまた御報告できればいいかなと思います。本日は、まことにありがとうございました。

午後零時三十一分開会